

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和 8 年 6 月 2 5 日午後 2 時 3 0 分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 1 4 名

2. 出 席 委 員 1 1 名にしてその氏名は次のとおり

1 番	高橋 善一	2 番	竹田 壮芳	3 番	安達 芳紀
4 番	佐藤 文好	7 番	錦 礼子	8 番	菊地 直子
10 番	倉田 健三	11 番	村越 竜仁	12 番	朝倉 善則
13 番	黒澤 ちよ子	14 番	渡沢 寿		

3. 欠 席 委 員 3 名にしてその氏名は次のとおり

5 番	松田 繁徳	6 番	浅野 厚司	9 番	山岸 誠
-----	-------	-----	-------	-----	------

4. 出席事務局職員

南陽市農業委員会	事 務 局 長	金子 健
同	上 事務局長補佐	小川 正樹
同	上 農 地 係 長	島崎 和也

5. 付 議 事 件

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	報第 9 号 南陽市認定農業者の認定について
日程第 5	報第 1 0 号 青年等就農計画の認定について
日程第 6	報第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
日程第 7	議第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第 8	議第 2 2 号 非農地証明願に対する可否について
日程第 9	承第 2 号 南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について

議長（高橋会長）

令和8年6月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、5番 松田繁徳委員、6番 浅野厚司委員、9番 山岸誠委員の3名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第１「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第４０条の規定により議長が指名いたします。

８番 菊地直子委員、１０番 倉田健三委員の２名を指名いたします。

会議録署名委員 8 番 菊地 直子 委員

10番 倉田 健三 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日
1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第４ 報第９号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただ今上程されました、報第9号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営する広域認定の場合は県の認定となるため、山形県から南陽市長に対し、3ページ、令和8年6月2日付けで1件、5ページ、6月12日付けで1件を認定農業者として認定した旨の通知がありました。それを受けて、2ページ、令和8年6月3日付け農第389号、4ページ令和8年6月16日付け農第443号で南陽市長から本委員会に対し報告がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 日程第5 報第10号「青年等就農計画の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただいま上程されました、報第10号「青年等就農計画の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年5月15日付け農第278号で、南陽市長から本委員会に対し、青年等就農計画2件について、認定就農者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただいま上程されました、報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が6件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長 ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。
議案書は8ページになります。

今回の解約につきましては、いずれも所有権移転に関連したことになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2, 356㎡を、所有権移転のため、合意解約するものです。

2番、3番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計5, 024㎡を、所有権移転のため、合意解約するものです。

島崎農地係長

4 番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの使用貸借契約 ▲▲字▲▲の田 2 6 9 m²を、所有権移転のため、合意解約するものです。

5 番、6 番につきましては、やまがた農業支援センターを介した、賃貸人 ▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの使用貸借契約 ▲▲字▲▲の畑 6 2 m²を、所有権移転のため、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第 1 1 号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第 7 議第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただいま上程されました、議第 2 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第 3 条の規定により、本委員会に対し所有権移転 8 件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第 3 条第 2 項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長

ただ今、提案されました、議第 2 1 号について、ご説明申し上げます。

議案書は 9 ページになります。

今月の申請は所有権移転のみとなります。

1 番につきましては▲▲の■■■■■さんと同じく▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 外 2 筆 合計 4, 2 2 2 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2 番から 6 番は関連があります。

2 番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 外 1 筆 合計 5, 0 2 4 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3 番につきましては▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 2, 3 5 6 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

島崎農地係長

4 番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 外 1 筆 合計 4, 7 2 0 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

5 番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 外 2 筆 合計 5, 6 6 4 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

6 番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 3, 0 6 1 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

7 番につきましては▲▲の■■■■さんと同じく▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 2 6 9 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

8 番につきましては▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 外 1 筆 合計 3, 7 1 3 m²を所有権移転したい旨の申出があったものです。

議長（高橋会長）

ここで、議第 2 1 号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1 番の現地調査について、1 1 番 村越竜仁委員より報告をお願いします。

1 1 番
村越竜仁委員

今日の午前中に現地確認をまいりました。

3 筆とも草刈りもすべて行われ、ビニールも張られ管理されておりました。以上です。

議長（高橋会長）

次に、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番の現地調査について、3 番 安達芳紀委員より報告をお願いします。

3 番
安達芳紀委員

6 月 2 4 日早朝に現地確認をまいりました。

2 番、3 番の圃場ですけれども、現在耕作はされておりませんが、昨年までは耕作者や転作組合等により牧草地として管理されていたことを確認しております。

4 番、5 番に関しては耕作はされておりませんが、年に一度程度草刈りがされており、また水路周辺も除草剤等できれいに管理されておりました。

6 番に関しては耕作されておらず、だいぶ木が茂っているような場所です。橋のすぐ脇のかなり軟弱な農地で過去にはトラクターが埋まったような農地で、正直なかなか難しい場所なんです管理して頂けるなら大変ありがたいと思っております。いずれの農地も今現在耕作が困難な場所ですが、転作組合等で牧草地として管理されている場所で、その周辺で営農計画等が出ておりますので、周辺農地に影響がないように確認しながら見ていきたいと思っております。以上です。

議長（高橋会長）

次に、7 番の現地調査について、8 番 菊地直子委員より報告をお願いします。

8 番
菊地直子委員

6 月 23 日に調査してまいりました。申請地はすべてが耕作され周辺農地に影響がないことを確認しました。以上です。

議長（高橋会長）

次に、8 番の現地調査について、9 番 山岸誠委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

島崎農地係長

6 月 25 日に山岸委員よりご報告をいただいています。
今回の対象の農地につきましては、十数年前から手入れがされておらず、現在は完全に原野と化しているということで、農地に回復させるのは少し難しいのではないかという見解の報告を頂いております。
本日、事務局 2 名で現地を確認してまいりました。報告のとおり、雑木が繁茂するような状況でだいぶ回復が難しいのかなというところもございまして、申請人の方に 3 条の申請ではなくて非農地証明願もありえますということをご説明させて頂きましたが、申請人の方では知人や親族などを手配して、重機による伐根作業を行って畑作をどうしても行いたいというようなご希望だということをお聞きしたところでございます。現在よりは手入れされることで、周辺の農地への影響という観点で言えば改善されるのではないかと考えているところでございます。以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。
これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

1 4 番
渡沢寿委員

2 番から 6 番の▲▲の■■■■■さんはどういう方なのか教えていただきたいです。

島崎農地係長

3 条の申請書によりますと会社の役員ということで、市外の建設系の会社の方です。

1 4 番
渡沢寿委員

市外の建設系の会社の方が農地を買い求めるということはどういう理由ですか。

島崎農地係長

3 条の申請書によりますと、今回の農地を取得されて牧草を栽培するという計画です。今回の申請以前に▲▲や▲▲の▲▲の方に農地を取得しているというところでございます。

3 番
安達芳紀委員

補足ですが、営農計画の中には牧草の他にそばも入っています。場所的にはかなり軟弱で地盤も低い場所なのですが、何かしら手を加えてやっていくのではないかと考えておりますので、何かありましたらまたご相談させていただきます。

議長（高橋会長）

他にございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第8 議第22号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長

ただ今上程されました、議第22号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し3件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

島崎農地係長

ただ今、提案されました、議第22号について、ご説明申し上げます。

議案書は10ページをご覧ください。

1番につきましては▲▲の■■■■さんから願出があったもので、
▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計202㎡が、昭和50年ごろから耕作せず山林化して現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては▲▲の■■■■さんから願出があったもので、
▲▲字▲▲ 登記地目が畑 26㎡が、昭和47年に住宅を建築して以降、宅地の一部として利用し、現在に至るものです。

3番につきましては▲▲の■■■■さんから願出があったもので、
▲▲字▲▲ 登記地目が畑 62㎡が、昭和47年に住宅を建築して以降、宅地の一部として利用し、現在に至るものです。

それぞれ、耕作の用に供することが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長）

ここで、議第22号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査について、4番 佐藤文好委員より報告をお願いします。

4番
佐藤文好委員

現地につきましては申請どおりでございましたのでご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

次に、2番、3番の現地調査について2番 竹田壮芳委員より報告をお願いします。

2番
竹田壮芳委員

6月18日に私と錦委員、小川事務局長補佐、島崎農地係長の4名で非農地2件の現地調査を行いました。この案件につきましては申請どおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ただいま上程されました、承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農業委員会等に関する法律第37条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、記載のとおり、公表を行うものであります。
ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長より説明ありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐 ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。
農業委員会事務の実施状況については、ただいま局長から説明があったとおりで、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進などについての活動状況をまとめ、毎年、6月30日までにホームページ上で公表をすることになっております。
議案書は11ページからで、公表となる令和7年度の目標に対する活動の点検・評価については、12ページから17ページまでです。
昨年4月に設定を行った令和7年度の最適化活動の目標における、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業経営の新規参入促進等に関する点検内容になっております。
詳細については、先ほどの最適化推進会議でご説明した内容と同じですので省略させていただきます。
以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

………全員挙手………

議長（高橋会長）

原案のとおり承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和8年6月18日付け南農委告示第7号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後3時10分)